

## 介護保険住宅改修費等受領委任払いについての誓約書

受領委任払い事業者の登録を受けるに当たり、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 住宅改修又は福祉用具購入（以下「住宅改修等」という。）の提供に関しては、関係法令及び富谷市介護保険住宅改修費等受領委任払いに関する要綱（以下「要綱」という。）等を遵守すること。
- 2 被保険者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、当該被保険者の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修等を行うよう努めること。
- 3 住宅改修等を行うにあたっては、富谷市・居宅介護支援事業者及び居宅介護予防支援事業者との連携に努めること。
- 4 被保険者から受領委任払いによる住宅改修等を求められた場合には、その都度、その者の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有効期間を確認し、住宅改修等及び受領委任払いの利用が可能であるかどうかを確認すること。
- 5 正当な理由なく、受領委任払いによる住宅改修等の利用を拒まないこと。
- 6 受領委任払いによる住宅改修等を行うときは、見積書、また住宅改修においては、内訳書及び図面を作成して被保険者に発行し、承認を得ること。その際、見積書に住宅改修等の内容、箇所、規模、住宅改修等に要する費用（保険給付分及び自己分の見込み額の内訳を含む。）、事業者名及び連絡先を明記すること。また、被保険者が複数の事業者から見積書を取ることを希望する場合であっても、見積書を発行すること。
- 7 住宅改修等に関する見積書の記載事項に変更があった場合は、速やかにその変更内容を被保険者に通知すること。また、改めて富谷市に対して介護保険住宅改修費等受領委任払い事前承認申請書（様式第5号）及び変更後の見積書の提出を行うよう説明すること。
- 8 被保険者より介護保険住宅改修費等受領委任払い承認決定通知書（様式第6号）を受領した旨の連絡があった場合、速やかに当該通知書に記載された内容の住宅改修等を行うこと。なお住宅改修の場合、当該住宅改修の施工に関して十分に説明を行い、快適な環境となるよう施工すること。

- 9 住宅改修費等については、保険給付分を除いた自己負担額を被保険者から受領するものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、当該自己負担額の支払いを受けたときは、被保険者に領収書及び工事費内訳書を発行すること。
- 10 住宅改修費等を受領委任払いにより受給する被保険者が次の事項に該当する場合は、速やかにその旨を市長に通知すること。
- (1) 不正な行為により保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
  - (2) 正当な理由なく、住宅改修等を行うに当たって必要な手続き等に協力しないとき。
- 11 被保険者から苦情等があった場合は、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、被保険者の立場を考慮して円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。また、当該苦情等の内容が事業者において処理できない内容である場合は、市・居宅介護支援事業者及び居宅介護予防事業者との協力により適切な対応を行うこと。
- 12 住宅改修の施工に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により被保険者の生命若しくは身体を傷つけ、又は財産等を破損した場合は、その責任の範囲内においてその損害を賠償すること。
- 13 事業者の役員若しくは従業員又はこられの職にあった者は、業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 14 住宅改修等に関する記録を整備し、受領委任払い完結の日から2年間保存すること。
- 15 関係法令、要綱、この遵守事項等に違反し、その是正等について富谷市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

年 月 日

富谷市長

所在地  
申請者 事業者名  
代表者職氏名